

公 示 日：2025 年 9 月 24 日（水）

調達管理番号：25a00519

国 名：ウズベキスタン国

担 当 部 署：人間開発部基礎教育グループ基礎教育第一チーム

調 達 件 名：ウズベキスタン国教育の質向上のための教育調査・評価能力強化プロジェクト（チーフアドバイザー業務／制度構築支援）（現地滞在型）

適用される契約約款

- ・「事業実施・支援業務用（現地滞在型）」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

1. 担当業務、格付、期間等

- （１） 担当業務：チーフアドバイザー業務／制度構築支援
- （２） 格 付：２号
- （３） 業務の種類：専門家業務
- （４） 全体期間：2025 年 11 月中旬から 2029 年 1 月下旬
- （５） 業務量の目途：36 人月

2. 業務の背景

ウズベキスタン共和国（以下、「ウズベキスタン」）政府は、2016 年のミルジヨーエフ大統領就任後、市場経済への移行を加速させており、教育においては批判的思考力や情報活用能力の育成を重視し、教育の質の改善や STEAM 教育¹の強化に取り組んでいる。2020 年に就学前の 1 年（6 歳）及び初中等教育 11 年（7～18 歳）を義務教育とする教育法が施行された。また、2030 年までに PISA（国際学習到達度調査）30 位以内を目指すための各サブセクターの数値目標の設定と、PISA や TIMSS（国際数学・理科教育動向調査）などの国際調査への定期参加に関する大統領令が

¹ 科学（Science）、技術（Technology）、工学（Engineering）、芸術・リベラルアーツ（Arts）、数学（Mathematics）の 5 つの領域を対象とした理数教育に創造性教育を加えた教育理念

2019 年に公布された²。

中でも、初中等教育の教員の職能開発は、2023 年にウズベキスタン就学前教育・学校教育省（以下、教育省）が 17 の開発パートナーと策定した「Partnership Compact 2023-2026」、同年 9 月公表の「ウズベキスタン 2030 戦略」で優先分野として掲げられており、2024 年 6 月に新たな教員研修体制の整備を目的とした大統領令も発令された。加えて同戦略では、高等教育機関・研究機関の調査・研究能力強化にも言及があり、教育省が Avloniy 国立教育研究所（現職教員研修の中央機関）と連携して、子どもの学力調査を教育政策の評価（M&E）に活用することが期待されている。

かかる背景のもと、教育省は、日本の PISA における高い順位や教育の質の高さに注目し、日本の教員が内発的動機づけ等に基づいて行う授業研究の実践に関心を示し、日本政府に協力を要請した。これを受けて JICA は「教育評価分野のニーズアセスメントのための情報収集・確認調査」（2024－2025 年）等の情報収集や関連機関との協議を行った。その結果、教育省の推進する教員研修や各種の教育施策・事業が子どもの学びにもたらす効果、課題、改善策を学校現場で仮説を立てて検証・評価し（フィールド・リサーチ）、その結果を今後の事業・戦略に活用することが重要と確認された。

上記の確認結果を踏まえ、JICA は詳細計画策定調査を行い、教育施策・事業の PDCA サイクルにおける Check（評価）と Action（改善）に課題があるとの共通認識のもと、本プロジェクトにおいては教育施策・事業の評価の一環として学校におけるフィールド・リサーチ手法（授業観察や学力テストを含む）を構築し、その調査結果に基づいて施策・事業の見直しを図ることで先方政府と合意した。また、プロジェクトの実施体制については、教育省に教員局や戦略局等から構成される新たなユニットを設け、同ユニットが中心となって関係機関とコミュニケーションを図り、相互の学習を促す場を創出することで合意した（Record of Discussion (RD) を 2025 年 8 月 14 日に締結済）。プロジェクト実施期間、実施体制及び成果等の詳細については、6.(2)に記載する案件概要及び RD を参照のこと。

3. 期待される成果

本案件におけるチーフアドバイザー業務／制度構築支援の役割は、学校現場でのフィールド・リサーチを通じて、教育施策・事業の PDCA サイクルにおける「評価」

² ウズベキスタンが2022年に初参加したPISAのスコアは参加国の平均を大きく下回っており、数学的リテラシーでは364点（平均472点）、読解力では336点（平均476点）、科学的リテラシーでは355点（平均485点）であった。

と「改善」機能を強化すること。なお、プロジェクトの上位目標は、教育省や関連機関によって教育事業の継続的な改善が実現されることであり、これにより、将来的に子どもがより効果的な教育サービスを受けられる環境の整備を目指す。

4. 業務の内容

業務従事者は、教育省に新設されるユニットを主要カウンターパート（以下「C/P」）機関として、プロジェクト全体の運営管理を総括し、フィールド・リサーチ／業務調整担当の専門家と協力してプロジェクト目標の達成に貢献する。

具体的には、以下の活動を行う³。

- （１）教育評価のプロセスと実施体制が見直されるべく、当該プロセスと実施体制の現状と課題を調査し、その結果をもとに C/P とともに「教育評価ガイドライン（案）」⁴を作成する。また、ガイドライン（案）に基づき、教育評価実施体制に含まれる関係機関（教育省、Avloniy 国立教育研究所、国立教育大学、大統領府下にある教育発展のための科学・方法論センター）が、フィールド・リサーチの結果を事業の評価・改善に活用できるよう、必要な助言・支援・研修等を行う。これらを通じて、C/P と協力しながら「教育評価ガイドライン」を改訂し、最終版が教育省で承認される⁵。
- （２）フィールド・リサーチ手法が構築されるべく、C/P と協働で「フィールド・リサーチハンドブック（案）」を作成し、フィールド・リサーチのテーマ及びパイロット校を決定する。また、ハンドブック（案）に基づき、フィールド・リサーチチーム（パイロット校教員・研究者・行政官）が実施する調査を監督する。学校年度⁶合計 2 サイクルの調査経験をもとに、C/P とともに「ハンドブック」を改訂し、最終版が教育省で承認される。
- （３）調査結果に基づく改善提案が関係機関に対してフィードバックされるべく、各関係機関の担当官で構成されるワーキング・グループと改善提案書を取り纏め、教育省上層部に説明する。
- （４）教育評価者（フィールド・リサーチャー）の能力が強化されるべく、上述のフィード・リサーチチームを編成し、日本国内の大学等と連携して、年に 1 回

³ プロジェクトの成果や指標等の詳細については、RD添付のPDMを参照のこと。指標となる「教育評価ガイドライン」や「フィールド・リサーチハンドブック」等について、質の向上を図る活動上の工夫・留意点を簡易プロポーザルで提案してください。

⁴ ガイドラインには以下を含む。理念、目的、プロセス、活動、実施体制（責任分担等）。

⁵ 4.(1)に記載した「教育評価のプロセスと実施体制の見直しのための活動全体」について、実施上の工夫や留意点を簡易プロポーザルで提案してください。

⁶ ウズベキスタンにおける学校年度は、9月に始まり、5～6月に終了する。

(約 3 週間)、10 名を対象とした本邦研修を企画・実施する。また、フィールド・リサーチ／業務調整担当の専門家が指導し、フィールド・リサーチチームが行う調査計画の立案、実施、分析、報告書作成を監督する。さらに、教育評価者（フィールド・リサーチャー）の能力強化のため、2026 年度秋学期に日本国内の大学の修士課程に派遣する長期研修員（最大 3 名）について、ウズベキスタン側及び日本国内の大学関係者と協力して選考する。プロジェクトで実施するウズベキスタン国内でのフィールド・リサーチに、彼らガリモートで参加し、論文等に組み込むことで、帰国後にプロジェクトに貢献できるように、必要な支援を行う。

また、本業務従事者はプロジェクト運営管理にかかる以下の活動を行う。

- ・上述の関係機関で構成される合同調整委員会（JCC）を設置・実施し、必要に応じて関係機関との連絡・調整・協調の枠組みや定期会議等を実施する。
- ・JCC やその下に設置されるワーキング・グループにおいて、プロジェクトの進捗状況、成果、課題、教訓等について取り纏め、対応策や今後の方針について関係機関と協議する。
- ・プロジェクトの進捗管理を通じて明らかとなった課題や外部条件の変化等に対して、課題を分析し、C/P や関係者と密に議論をしたうえで、課題への対処、柔軟な計画変更の提案、計画の修正等を行う。
- ・JICA が指定する定期モニタリング方法に従い、各種報告書を JICA 本部及び事務所に遅延なく提出する。その際、他の専門家と調整を行い、同チームが担う活動部分を含めて報告書を一本化する。
- ・フィールド・リサーチ／業務調整担当の専門家が行う予算管理、プロジェクト備上スタッフの業務や労務管理に関して、滞りなく実施されるよう指導・助言する。
- ・その他、効果的かつ効率的なプロジェクト実施に必要な取組みや働きかけを、JICA（本部・事務所）及び他の専門家等と適宜相談しながら推進する。
- ・プロジェクトの成果に関して、C/P との連携を通じウズベキスタン国内外において本プロジェクトで得られた知見の発信や共有をプロジェクト早期から行う。また、他の開発パートナーや民間企業との密な情報交換を通じ、効果的な連携手法を検討し、実施する（インパクトの拡大）。これらを通じて、プロジェクトの成果を先方政府の教育戦略に反映させる（持続性の向上）⁷。

⁷ 本プロジェクトの持続性の向上及びインパクトの拡大に寄与する具体的な方策について、簡易プロポーザルで提案してください。

- ・ 案件の詳細は、本プロジェクトの案件概要表及び RD を参照のこと。

特に具体的な提案を求める事項は以下のとおり。

No.	提案を求める項目（簡潔に記載）
1	教育評価のプロセスと実施体制の見直しのための活動上の工夫・留意点（第 4 章（1）参照）
2	ウズベキスタン側と協働で作成する教育評価ガイドライン等の質の向上を図る活動上の工夫・留意点（第 4 章参照）
3	本プロジェクトの持続性の向上及びインパクトの拡大に寄与する方策（第 4 章参照）

また、簡易プロポーザルで求める類似業務経験及び語学は以下のとおり。

類似業務経験の分野	教育評価・制度構築を含む教育開発及びプロジェクト運営に係る各種業務
語学の種類	英語

5. 提出を求める報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

報告書名	提出時期	提出先	部数	言語	形態
ワーク・プラン ⁸	業務開始より 3 カ月以内	JICA 人間開発部	—	英語	電子データ
			—	日本語	電子データ
		JICA ウズベキスタン事務所	—	英語	電子データ
			—	日本語	電子データ
		C/P 機関	—	英語	電子データ
3 カ月報告書	渡航開始より 3 カ月以内	JICA 国際協力調達部契約推	—	日本語	電子データ

⁸ 現地業務期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載する。以下の項目を含むものとする。①プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）、②プロジェクト実施の基本方針、③プロジェクト実施の具体的方法、④プロジェクト実施体制（JCC の体制等を含む）、⑤PDM（指標の見直し及びベースライン設定）、⑥業務フローチャート、⑦詳細活動計画（WBS：Work Breakdown Structure 等の活用）、⑧要員計画、⑨先方実施機関便宜供与事項、⑩その他必要事項

	月ごと ⁹	進第2課			
業務進捗報告書 ¹⁰	渡航開始より6カ	JICA 人間開発部	—	日本語	電子データ
	月ごと	JICA ウズベキスタン事務所	—	日本語	電子データ
業務完了報告書 ¹¹	契約履行期限末日	JICA 人間開発部	1部	日本語	簡易製本
		JICA ウズベキスタン事務所	—	日本語	電子データ

6. 業務上の特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地渡航は2026年1月上旬出発を想定していますが、公用旅券発給や受入れ確認の取付状況により前後する可能性があります。具体的な渡航開始時期等に関してはJICAと協議の上決定することとします。

② 現地での業務体制

(プロジェクト) 本業務に係る現地業務従事者は以下のとおりです。

ア チーフアドバイザー業務／制度構築支援

イ フィールド・リサーチ／業務調整

※ イは個別専門家として別途派遣予定(2026年1月～2029年1月)。

(2) 参考資料

本業務に関する以下の資料をJICA 人間開発部基礎教育グループから配付しますので、hmgbe@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

- ・本プロジェクト案件概要表
- ・Record of Discussion (RD)
- ・ウズベキスタン国教育評価分野のニーズアセスメントのための情報収集・確認調査業務完了報告書

⁹ 個人コンサルタントの場合は、最初の報告書は、2か月目終了後に速やかに提出する。

¹⁰ 発注者指定の様式に基づき作成し、定期的な更新を求める。第6次現地業務進捗報告書(和文)は(3) 専門家業務完了報告書をもって代えることとする。また、第6次現地業務進捗報告書(英文)には「ウズベキスタン教育省教育調査・評価政策に関する提言」について盛り込み、C/P機関への最終報告書として内容を取り纏めることとする。

¹¹ 発注者指定の様式に基づき作成する。C/Pと協働して作成した教育評価ガイドライン、フィールド・リサーチハンドブック及び事例調査報告書については各次報告書に参考資料として添付して提出することとする。

(3) 本邦研修及び長期研修員の受入先・短期専門家の派遣

本プロジェクトで実施する本邦研修（国別研修）及び長期研修員の受入先は、鳴門教育大学となります。また、同大学から短期専門家を派遣し、フィールド・リサーチテーマの選定と実施方法、ならびに長期研修員選考等への助言、本邦研修の内容に関する検討等を行う予定です。

7. 選定スケジュール

No.	項目	期限日時
1	簡易プロポーザルの提出期限日	2025年 10月 8日 12時まで
2	プレゼンテーション評価実施案内	2025年 10月 20日まで
3	プレゼンテーション評価日	2025年 10月 23日 11時30分～12時30分
4	評価結果の通知日	2025年 10月 28日まで

8. 応募条件等

- (1) 参加資格のない者等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし
- (3) 家族帯同：可

※本応募は相手国政府の要請に基づき、日本国籍保有者に限ります。

9. 簡易プロポーザル等提出部数、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) プレゼンテーション資料提出部数 : 1部（PPT 3枚程度目安）
- (3) 提出方法 : 国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。（<https://partner.jica.go.jp/>）

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

（https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf）

10. プレゼンテーション評価の実施方法

簡易プロポーザル評価での合格者のうち上位 2 者に対し、プレゼンテーション評価を上述の日程にて実施します。同評価も踏まえて、最終的な契約交渉順位を決定します。詳細は、プレゼンテーション評価実施案内にて、ご連絡します。

- ・実施方法：Microsoft-Teams による（発言時カメラオンでの）実施を基本とします。
- ・一人当たり、プレゼンテーション 10 分、質疑応答 15 分を想定。
- ・使用言語は、プレゼンテーション、質疑応答とも日本語とします。
- ・プレゼンテーションでは、「業務実施方針」を説明。
- ・業務従事者以外の出席は認めません。
- ・競争参加者（個人の場合は業務従事者と同義）が、自らが用意するインターネット環境・端末を用いての Microsoft-Teams のカメラオンでのプレゼンテーションです。（Microsoft-Teams による一切の資料の共有・表示は、プロポーザル提出時に提出された資料を含めて、（システムが不安定になる可能性があることから）認めません。）指定した時間に Teams の会議室へ接続いただきましたら、入室を承認します。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。

11. 簡易プロポーザル・プレゼンテーションの評価項目及び配点

（１） 業務の実施方針等：

- | | |
|------------------|------|
| ① 業務実施の基本方針、実施方法 | 36 点 |
| ② 業務実施上のバックアップ体制 | 4 点 |

（２） 業務従事者の経験能力等：

- | | |
|---------------------|------|
| ① 類似業務の経験 | 20 点 |
| ② 語学力 | 10 点 |
| ③ その他学位、資格等 | 10 点 |
| ④ 業務従事者によるプレゼンテーション | 20 点 |

（計 100 点）

12. 見積書作成に係る留意点

見積書は、契約交渉に間に合うよう、事前に提出をお願いします。

本公示の積算を行うにあたっては、「業務実施契約（現地滞在型）における経理処理・契約管理ガイドライン」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/guideline/consultant/resident.html>

（１） 報酬等単価

① 報酬：

家族帯同の有無		本人のみ（家族帯同無）	家族帯同有
月額（円/月）	法人	1,366,000	1,531,000
	個人	1,033,000	1,198,000

② 教育費：

就学形態		3歳～就学前	小・中学校	高等学校
月額（円/月）	日本人学校	43,000		
	インターナショナルスクール／ 現地校		200,800	220,500

③ 住居費：1,700 ドル／月

④ 航空賃（往復）：519,224 円／人

（２） 戦争特約保険料

災害補償経費（戦争特約経費分のみ）の計上を認めます。「コンサルタント等契約などにおける災害補償保険（戦争特約）について」
<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/disaster.html>
 を参照願います。

（３） 便宜供与内容

- ア）空 港 送 迎：現地業務の到着時のみ、便宜供与あり
- イ）住居の安全：安全な住居情報の提供及び住居契約前の安全確認あり
- ウ）車両借上げ：なし
- エ）通 訳 備 上：なし
- オ）執務スペースの提供：就学前・学校教育省内における執務スペース提供（ネット環境完備予定）

カ) 公用旅券：日本国籍の業務従事者／家族は公用旅券を申請
日本国籍以外の場合は当該国の一般旅券を自己手配

(4) 安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ウズベキスタン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

(5) 臨時会計役の委嘱

業務に必要な経費については、JICA ウズベキスタン事務所よりフィールド・リサーチ／業務調整専門家に対し、臨時会計役を委嘱する予定ですが、同専門家不在時には本業務従事者に臨時会計役を委嘱します（当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です）。関連するオリエンテーション（オンデマンド）の受講が必須となります。

臨時会計役とは、会計役としての職務（例：経費の受取り、支出、精算）を必要な期間（例：現地出張期間）に限り JICA から委嘱される方をいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

(6) その他留意事項

派遣前（後）業務を委嘱する可能性があります。

以上